# 新規上場申請のための半期報告書

株式会社ビーエイブル

## 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 新規上場申請のための半期報告書 |
| 【提出先】 | 株式会社東京証券取引所<br>代表取締役社長　　横山 隆介　殿 |
| 【提出日】 | 2026年６月25日 |
| 【中間会計期間】 | 第36期中(自　2025年８月１日　至 2026年１月31日) |
| 【会社名】 | 株式会社ビーエイブル（旧会社名　株式会社エイブル） |
| 【英訳名】 | ｂｅＡＢＬＥ　ＣＯ.，ＬＴＤ.（旧英訳名　ＡＢＬＥ　ＣＯ.，ＬＴＤ.） |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　佐藤 順英 |
| 【本店の所在の場所】 | 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台551番地の６<br>（上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。） |
| 【電話番号】 | ― |
| 【事務連絡者氏名】 | ― |
| 【最寄りの連絡場所】 | 福島県双葉郡広野町大字上北迫字岩沢１番地の９ |
| 【電話番号】 | 0240-25-8996 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO　神谷 均 |

（注）2024年４月５日開催の臨時株主総会の決議により、2024年８月１日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

# 目　　次

頁
第一部【企業情報】 …… 1
第１【企業の概況】 …… 1
１【主要な経営指標等の推移】 …… 1
２【事業の内容】 …… 2
第２【事業の状況】 …… 3
１【事業等のリスク】 …… 3
２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 3
３【重要な契約等】 …… 4
第３【提出会社の状況】 …… 6
１【株式等の状況】 …… 6
２【役員の状況】 …… 13
第４【経理の状況】 …… 14
１【中間財務諸表】 …… 15
２【その他】 …… 29

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 …… 30
期中レビュー報告書 …… 巻末

# 第一部 【企業情報】

## 第１ 【企業の概況】

### １ 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第36期<br>中間会計期間 | 第35期 |
|---|---|---|---|
| 会計期間 | | 自 2025年８月１日<br>至 2026年１月31日 | 自 2024年８月１日<br>至 2025年７月31日 |
| 売上高 | （千円） | 4,727,766 | 8,984,171 |
| 経常利益 | （千円） | 626,265 | 656,824 |
| 中間（当期）純利益 | （千円） | 440,310 | 475,639 |
| 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失（△） | （千円） | 67,269 | 60,745 |
| 資本金 | （千円） | 36,695 | 36,695 |
| 発行済株式総数 | （株） | 2,035,000 | 2,035,000 |
| 純資産額 | （千円） | 5,620,048 | 5,095,907 |
| 総資産額 | （千円） | 12,076,995 | 9,578,630 |
| １株当たり中間（当期）純利益 | （円） | 60.44 | 65.83 |
| 潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益 | （円） | ― | ― |
| １株当たり配当額 | （円） | ― | ― |
| 自己資本比率 | （%） | 46.5 | 53.2 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | △673,298 | △305,797 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | △1,583,216 | △120,390 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | 2,609,459 | 37,616 |
| 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 | （千円） | 1,550,228 | 1,197,283 |

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．１株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
４．当社は、第35期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第35期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
５．2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

# 第２ 【事業の状況】

## １ 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

## ２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）経営成績の状況

国際情勢においては、中東地域の軍事的緊張の高まりによって、エネルギー価格の先行きや世界経済への影響に対する不透明感が強まっています。こうした地政学リスクの高まりを背景に、エネルギー安全保障の重要性が改めて認識される局面を迎えています。

国内においては、高市政権の下、原子力を含むエネルギー政策の方向性がより明確に示され、安全性を最優先としつつ、原子力発電を現実的なベースロード電源として活用していく方針が打ち出されています。外部環境の不安定化が進む中、外需に過度に依存しない内需主導型の成長と、安定的なエネルギー供給体制の構築が、これまで以上に重要な課題となっています。

このような中、当社の主力事業である福島第一原子力発電所の廃炉工事は、国のエネルギー政策及び復興政策の中核を成す極めて重要な取り組みとして位置づけられており、社会からも高い関心が寄せられています。政府からは、廃炉を安全・着実かつ計画的に進める方針が示されており、当社としても、この社会的意義の大きい事業を、誠実かつ確実に遂行してまいります。

また、原子力分野全体では、柏崎刈羽原子力発電所６号機が再稼働しており、こうした環境変化は、これまで廃炉工事を通じて培ってきた当社の技術力、現場対応力、品質・安全管理の経験を、今後さらに幅広い原子力関連分野で活かす機会が拡大していくと捉えています。

一方、再生可能エネルギー分野においては、太陽光発電や風力発電の導入が引き続き進展する中で、環境や景観への配慮、地域との合意形成といった課題も顕在化しています。こうした状況を踏まえ、地域との信頼関係を基盤とし、地産地消や地域貢献を重視する当社の理念に基づいた、柔軟かつ着実な取り組みが、エネルギーの安定供給と地域社会の持続的な発展に向けて、今後一層求められています。

このような事業環境のもと、主力である工事事業では、福島第一原子力発電所を中心に、収益は前年同期と同水準で推移しました。

再生可能エネルギー事業においては、風力発電施設のメンテナンス事業等への展開が進み、収益は前年同期を上回る水準で推移しています。また、今期より新たに電力小売事業を開始しており、現在は事業基盤の構築を主眼に、顧客獲得や運営体制の整備を着実に進めております。

その他事業においては、地域密着型のサービス展開により安定した売上を確保するとともに、地域貢献を通じた企業価値の向上に寄与しています。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は4,727百万円、営業利益は605百万円、経常利益は626百万円、中間純利益は440百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

工事事業　：売上高4,033百万円、セグメント利益（営業利益）848百万円

再エネ事業：売上高　553百万円、セグメント利益（営業利益）　５百万円

その他事業：売上高　140百万円、セグメント損失（営業損失）　45百万円

（注）その他事業とは、高齢化や過疎化が進む地域に寄り添う介護サービスなどの健康事業や料飲事業であります。

（2）財政状態の状況

（資産の部）

当中間会計期間末における総資産は12,076百万円（前期末比2,498百万円増）となりました。これは主に、現金及び預金が352百万円、契約資産が1,099百万円、有形固定資産が362百万円、関係会社出資金が457百万円それぞれ増加したことによるものであります。

有形固定資産の増加は、富津における工場新設用地の取得や、廃炉工事受注拡大に向けた特殊車両の購入などによるものであり、また、関係会社出資金の増加は、佐野バイオマス発電所建設に向けた合同会社への出資によるものです。これらはいずれも、将来の事業展開を見据えた基盤強化の一環として進めているものであります。

（負債の部）

当中間会計期間末における負債は6,456百万円（前期末比1,974百万円増）となりました。これは主に、短期借入金が1,900百万円増加、長期借入金が626百万円増加した一方で、前期に発生し当期に支払ったbeABLE研究開発センター建設費用の未払金673百万円の影響により減少し、差し引きした結果、増加したものであります。

（純資産の部）

当中間会計期間末における純資産は5,620百万円（前期末比524百万円増）となりました。これは主に、中間純利益の計上により繰越利益剰余金が440百万円増加、自己株式処分により資本剰余金が69百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は1,550百万円（前期末比352百万円増）となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、673百万円の支出となりました。これは主に、税引前中間純利益を616百万円計上、未成工事受入金が136百万円増加した一方、契約資産が1,099百万円増加したことによるものであり、工事の進捗に伴い出来高に応じた請求及び前受金の受領が進んだことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,583百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得1,076百万円による資金の流出によるものであり、富津市における工場新設用地の取得や、継続的な受注獲得に向けた建設用特殊車両の取得を進めたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、2,609百万円の収入となりました。これは主に資金需要に応じた借入の純増減額2,539百万円によるものであります。

(4) 研究開発活動

当社の研究開発活動における当中間会計期間の研究開発費は65,412千円となりました。また、当中間会計期間においては、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【重要な契約等】

（財務上の特約が付された金銭消費貸借契約）

財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりであります。

| 契約締結日 | 相手先の属性 | 2025年７月末<br>債務残高 | 2026年１月末<br>債務残高 | 弁済期限 | 担保 | 財務制限<br>条項※ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2014年３月10日 | 地方銀行 | 308百万円 | 272百万円 | 2029年９月25日 | 有 | 要件２、３ |
| 2021年12月28日 | 都市銀行及び<br>地方銀行 | 860百万円 | 792百万円 | 2031年12月30日 | 無 | 要件１、３ |
| 2025年３月31日 | 地方銀行 | － | 673百万円 | 2041年３月25日 | 無 | 要件２、３ |

※各金銭消費貸借契約に付された財務制限条項の特約要件は下記のとおりであります。

要件１．各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

要件２．各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額についてプラスの値を維持すること。

要件３．各年度の決算期における損益計算書に示される経常損益を２期連続して損失としないこと。

# 第３ 【提出会社の状況】

## １ 【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

#### ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---|---|
| 普通株式 | 8,000,000 |
| 計 | 8,000,000 |

（注）2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割をし、併せて発行可能株式総数を増加する定款の変更を行っております。これにより、発行可能株式総数は32,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

#### ② 【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末現在発行数(株)（2026年１月31日） | 提出日現在発行数(株)（2026年３月17日） | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 2,035,000 | 10,175,000 | 非上場 | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 2,035,000 | 10,175,000 | ― | ― |

（注）2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割いたしました。これにより、発行済株式総数は8,140,000株増加し、10,175,000株となっております。

### (2) 【新株予約権等の状況】

#### ① 【ストックオプション制度の内容】

a. 第５回新株予約権

| 決議年月日 | 2025年10月24日 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役　　８<br>当社従業員　　78 |
| 新株予約権の数（個）　※ | 1,222[1,207]（注）１ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※ | 普通株式　24,440［120,700］<br>（注）２、６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※ | 5,583［1,117］（注）２、６ |
| 新株予約権の行使期間　※ | 2027年10月25日～2035年10月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※ | 発行価格　　5,583[1,117]<br>資本組入額　2,791.5[558.5]<br>（注）６ |
| 新株予約権の行使の条件　※ | （注）３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項　※ | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※ | （注）４ |

※　新株予約権付与日（2025年10月31日）における内容を記載しております。新株予約権付与日から提出日の前月末現在（2026年５月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については新株予約権付与日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、発行決議日現在は20株、提出日現在は100株である。
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

第５回新株予約権

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

４．当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）３に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

後記（注）５に準じて決定する。

５．会社が新株予約権を取得することが出来る事由及び取得の条件

（イ）新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

（ロ）新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

６．2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第６回新株予約権

| 決議年月日 | 2025年10月24日 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 社外協力者　　３ |
| 新株予約権の数（個）　※ | 80（注）１ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※ | 普通株式　1,600［8,000］<br>(注) ２、６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※ | 5,583　［1,117］(注) ２、６ |
| 新株予約権の行使期間　※ | 2027年10月25日～2035年10月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※ | 発行価格　　5,583[1,117]<br>資本組入額　2,791.5[558.5]<br>(注) ６ |
| 新株予約権の行使の条件　※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項　※ | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※ | (注) ４ |

※　新株予約権付与日（2025年10月31日）における内容を記載しております。新株予約権付与日から提出日の前月末現在（2026年５月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項について新株予約権付与日における内容からは変更はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、発行決議日現在は20株、提出日現在は100株である。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使

に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

第６回新株予約権

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

４．当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）３に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由
後記（注）５に準じて決定する。

５．会社が新株予約権を取得することが出来る事由及び取得の条件

（イ）新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

（ロ）新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

６．2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年８月１日～2026年１月31日 | ― | 2,035,000 | ― | 36,695 | ― | ― |

(5) 【大株主の状況】

2026年１月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（千株） | 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%） |
|---|---|---|---|
| エイブル興産株式会社 | 福島県いわき市平字大町42 - ５ | 1,003 | 63.07 |
| 佐藤 順英 | 福島県双葉郡大熊町 | 360 | 22.64 |
| ビーエイブル従業員持株会 | 福島県双葉郡広野町大字上北迫字岩沢１－９ | 50 | 3.14 |
| 株式会社大東銀行 | 福島県郡山市中町19番１号 | 32 | 2.01 |
| 株式会社ＩＨＩ | 東京都江東区豊洲３丁目１番１号豊洲ＩＨＩビル | 14 | 0.91 |
| 計 | ― | 1,459 | 91.77 |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年１月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(その他) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式)<br>普通株式<br>575,500 | ― | ― |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式<br>1,459,500 | 1,459,500 | ― |
| 単元未満株式 | 普通株式<br>― | ― | ― |
| 発行済株式総数 | 2,035,000 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 1,459,500 | ― |

(注) 2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 【自己株式等】

2026年１月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| (自己保有株式)<br>株式会社ビーエイブル | 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台551番地６ | 575,500 | ― | 575,500 | 28.28 |
| 計 | ― | 575,500 | ― | 575,500 | 28.28 |

(注) 2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

| 新役職名 | 旧役職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| 取締役 副社長 | 専務取締役 | 鈴内 浩二 | 2025年10月24日 |
| 取締役<br>安全・品管・放管統括本部長<br>兼　経営企画担当 | 取締役<br>経営企画室長<br>兼　安全・品管・放管統括本部長 | 土田 俊昭 | 2025年10月24日 |
| 取締役<br>経営企画室 室長 | 経営企画室 部長<br>兼　管理本部 経理・財務部 部長付 | 緒方 浩之 | 2025年10月24日 |
| 取締役<br>最高財務責任者(CFO) | 管理本部 副本部長 | 神谷 均 | 2025年10月24日 |

# 第４ 【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第１種中間財務諸表であります。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、当中間会計期間（2025年８月１日から2026年１月31日まで）に係る中間財務諸表について、栄監査法人による期中レビューを受けております。

３　中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

①資産基準　　0.0％
②売上高基準　　0.0％
③利益基準　　△0.8％
④利益剰余金基準　△0.2％

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

## 1 【中間財務諸表】

### (1) 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(2025年７月31日) | 当中間会計期間<br>(2026年１月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,197,283 | 1,550,228 |
| 完成工事未収入金 | 556,975 | 543,932 |
| 契約資産 | 2,405,988 | 3,505,762 |
| 電子記録債権 | 7,290 | 14,285 |
| 未成工事支出金 | 89,992 | 129,632 |
| 原材料及び貯蔵品 | 17,784 | 15,636 |
| その他 | 108,570 | 272,877 |
| 流動資産合計 | 4,383,884 | 6,032,355 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 2,195,715 | 2,558,253 |
| 無形固定資産 | 151,182 | 166,010 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社出資金 | 2,595,150 | 3,052,367 |
| その他 | 252,697 | 268,009 |
| 投資その他の資産合計 | 2,847,847 | 3,320,376 |
| 固定資産合計 | 5,194,745 | 6,044,640 |
| 資産合計 | 9,578,630 | 12,076,995 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年７月31日） | 当中間会計期間<br>（2026年１月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 電子記録債務 | 128,209 | 83,165 |
| 工事未払金 | 537,564 | 482,269 |
| 短期借入金 | 600,000 | ※１ 2,500,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 325,040 | ※２ 338,024 |
| 未払法人税等 | 43,124 | 179,310 |
| 未成工事受入金 | 65,012 | 201,653 |
| 賞与引当金 | 79,159 | 87,149 |
| 工事損失引当金 | 3,629 | 7,647 |
| 資産除去債務 | 78,000 | ― |
| その他 | 1,039,177 | 295,961 |
| 流動負債合計 | 2,898,916 | 4,175,180 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,420,540 | ※２ 2,046,794 |
| 資産除去債務 | 120,395 | 122,618 |
| その他 | 42,870 | 112,354 |
| 固定負債合計 | 1,583,805 | 2,281,766 |
| 負債合計 | 4,482,722 | 6,456,947 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 36,695 | 36,695 |
| 資本剰余金 | ― | 69,826 |
| 利益剰余金 | 5,497,746 | 5,938,057 |
| 自己株式 | △452,750 | △441,623 |
| 株主資本合計 | 5,081,691 | 5,602,955 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 14,215 | 17,092 |
| 評価・換算差額等合計 | 14,215 | 17,092 |
| 純資産合計 | 5,095,907 | 5,620,048 |
| 負債純資産合計 | 9,578,630 | 12,076,995 |

(2) 【中間損益計算書】

（単位：千円）

| | 当中間会計期間<br>（自 2025年８月１日<br>至 2026年１月31日） |
|---|---|
| 売上高 | |
| 完成工事高 | 4,033,695 |
| その他の売上高 | 694,071 |
| 売上高合計 | 4,727,766 |
| 売上原価 | |
| 完成工事原価 | 2,848,842 |
| その他の売上原価 | 607,285 |
| 売上原価合計 | 3,456,127 |
| 売上総利益 | |
| 完成工事総利益 | 1,184,853 |
| その他の売上総利益 | 86,786 |
| 売上総利益合計 | 1,271,639 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 665,837 |
| 営業利益 | 605,802 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,305 |
| 受取配当金 | 151 |
| 金利スワップ評価益 | 15,699 |
| 受取家賃 | 5,789 |
| 業務受託料 | 12,960 |
| 雑収入 | 12,661 |
| 営業外収益合計 | 48,567 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 24,571 |
| 資金調達費用 | 3,200 |
| 雑損失 | 332 |
| 営業外費用合計 | 28,103 |
| 経常利益 | 626,265 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損 | 9,757 |
| 特別損失合計 | 9,757 |
| 税引前中間純利益 | 616,508 |
| 法人税等 | 176,198 |
| 中間純利益 | 440,310 |

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

| | 当中間会計期間<br>（自 2025年８月１日<br>至 2026年１月31日） |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純利益 | 616,508 |
| 減価償却費 | 121,268 |
| 固定資産除売却損 | 9,757 |
| 金利スワップ評価益 | △15,699 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 7,990 |
| 工事損失引当金の増減額(△は減少) | 4,017 |
| 受取利息及び受取配当金 | △1,456 |
| 支払利息 | 24,571 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | △2,196 |
| 契約資産の増減額(△は増加) | △1,099,774 |
| たな卸資産の増減額(△は増加) | △37,491 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | △98,977 |
| 未成工事受入金の増減額(△は減少) | 136,641 |
| 未払消費税の増減額（△は減少） | △134,424 |
| その他 | △140,561 |
| 小計 | △609,827 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,425 |
| 利息の支払額 | △24,905 |
| 法人税等の支払額 | △39,990 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △673,298 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △1,076,975 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △39,231 |
| 貸付けによる支出 | △8,000 |
| 関係会社出資金の払込による支出 | △457,217 |
| その他 | △1,792 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △1,583,216 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額 | 1,900,000 |
| 長期借入による収入 | 803,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △163,762 |
| リース債務の返済による支出 | △10,732 |
| 自己株式の処分による収入 | 80,953 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 2,609,459 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 352,945 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,197,283 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 1,550,228 |

【注記事項】

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

| | 当中間会計期間<br>（自 2025年８月１日　至 2026年１月31日） |
|---|---|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 |

（中間貸借対照表関係）

※１　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（ 2026年１月31日） |
|---|---|
| 当座貸越極度額 | 3,550,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,500,000 〃 |
| 差引額 | 1,050,000千円 |

※２　長期借入金のうち1,737百万円（１年内返済予定の長期借入金を含む）には、以下の財務制限条項が付されております。

（１）純資産維持

① 長期借入金（2014年３月契約分　272,000千円）

各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額を負の値としないこと。

② 長期借入金（2021年12月契約分　792,000千円）

各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

③ 長期借入金（2025年３月契約分　673,000千円）

各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額についてプラスの値を維持すること。

（２）利益維持

各年度の決算期における損益計算書に示される経常損益を２期連続して損失としないこと。

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（自　2025年８月１日<br>至　2026年１月31日） |
|---|---|
| 従業員給与 | 155,529千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 14,103　〃 |

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（自　2025年８月１日<br>至　2026年１月31日） |
|---|---|
| 現金及び預金 | 1,550,228千円 |
| 預入期間が３か月を超える定期預金 | －　〃 |
| 現金及び現金同等物 | 1,550,228千円 |

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自 2025年８月１日　至 2026年１月31日）

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

（金融商品関係）

長期借入金は、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間貸借対照表計上額に前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

有価証券の中間貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引の中間会計期間末の契約額等は、前事業年度末日と比較して著しい変動はありません。

（持分法損益等）

| | 当中間会計期間<br>（2026年１月31日） |
|---|---|
| 関連会社に対する投資の金額 | 2,595,150千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 16,791,062 〃 |

| | 当中間会計期間<br>（自 2025年８月１日<br>至 2026年１月31日） |
|---|---|
| 持分法を適用した場合の<br>投資利益の金額 | 67,269千円 |

※損益等からみて重要性の乏しい関連会社については、除外してこれらの金額を算出しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2025年８月１日　至 2026年１月31日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

| | 報告セグメント | | | | 調整額（注）１ | 中間損益計算書計上額（注）２ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 工事事業 | 再生可能エネルギー事業 | その他事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 4,033,695 | 553,144 | 140,926 | 4,727,766 | ― | 4,727,766 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 4,033,695 | 553,144 | 140,926 | 4,727,766 | ― | 4,727,766 |
| セグメント利益又は損失（△） | 848,420 | 5,297 | △45,251 | 808,466 | △202,664 | 605,802 |

（注）１．セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の営業利益と一致しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2025年８月１日　至　2026年１月31日）

（単位：千円）

| | 報告セグメント | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 工事事業 | 再生可能エネルギー事業 | その他事業 | 計 | |
| 売上高 | | | | | |
| 一時点で移転される財 | 359,457 | 373,805 | 140,926 | 874,189 | 874,189 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 3,674,237 | 179,339 | ― | 3,853,577 | 3,853,577 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,033,695 | 553,144 | 140,926 | 4,727,766 | 4,727,766 |
| その他の収益 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 外部顧客への売上高 | 4,033,695 | 553,144 | 140,926 | 4,727,766 | 4,727,766 |

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間<br>（自 2025年８月１日<br>至 2026年１月31日） |
|---|---|
| １株当たり中間純利益 | 60円44銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益(千円) | 440,310 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 440,310 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 7,285,417 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | 第５回及び第６回新株予約権（新株予約権の目的となる普通株式数130,200株）<br>なお、これらの詳細は「第３ 提出会社の状況 １株式等の状況（２）新株予約権等の状況に記載のとおりであります。 |

（注） １.潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２.当社は、2026年２月16日開催の取締役会決議により、2026年３月４日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため株式分割が当中間会計期間の期首に行われたと仮定して、１株当たり中間純利益及び普通株式の期中平均株式数を算出しております。

（重要な後発事象）

（株式分割及び定款の一部変更）

当社は、2026年２月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年３月４日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1)株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2026年３月４日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式１株を５株に分割いたしました。

②分割により増加した株式数

| | |
|---|---|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 2,035,000　株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 8,140,000　株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 10,175,000　株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 40,000,000　株 |

③株式分割の効力発生日

2026年３月４日

④１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響は、「注記事項（１株当たり情報）」に反映されております。

(3)定款の一部変更

①定款の変更理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年３月４日（水曜日）をもって当社定款第６条に定める発行可能株式総数を変更しました。

②定款変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 第６条（発行可能株式の総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。 | 第６条（発行可能株式の総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。 |

③定款変更の日程

効力発生日　2026年３月４日

（単元株制度の採用）

当社は、2026年３月５日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年３月５日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年６月 19 日

株式会社ビーエイブル
　取締役会　　御中

栄監査法人

大阪事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 横井　陽子 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 比佐　進一郎 |

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 204 条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーエイブルの 2025 年８月１日から 2026 年７月 31 日までの第 36 期事業年度の中間会計期間（2025 年８月１日から 2026 年１月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーエイブルの 2026 年１月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上